

報酬規定 (平成22年01月01日現在)

第1 顧問報酬

顧問報酬とは、社会保険労務士業務のうち、労働基準法(就業規則・事業付属者宿舎規則を除く)・労働者災害補償保険法、雇用保険法(高齢雇用継続給付・育児休業給付及び三事業の給付申請に係るものを除く)・労働保険の保険料の徴収等に関する法律、(労働保険概算・確定保険料申告を除く)・労働安全衛生法(許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認等をするものを除く)・健康保険法、厚生年金保険法(健保・厚生標準報酬月額算定基礎額を除く)、国民年金法の8法に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請等の提出代行若しくは事務代理並びに労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務を月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬である。

人員	4人以下	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~69人	70~99人	100~149人	150~199人	200~249人	250~299人	300人以上
報酬月額	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	80,000	100,000	130,000	160,000	190,000	220,000	別途協議

(注)人員は、事業主(常勤役員を含む)と従業員(パート・アルバイト等も含む)を合わせた数である。

※報酬月額変更にあつたときの総人数の変動があつた場合は報酬月額を改定する。 ※従業員の入社が多い事業所については上記に50%の金額を限度に上乗せできるものとする。 ※業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は、報酬月額について依頼者と協議する。

[業務内容]

- ・人事・労務に関する相談・指導(労働問題に関する相談、労働時間に関する相談、就業規則に関する相談etc...)・社会保険の手続(社会保険の資格取得・喪失、月額変更届、傷病手当金等請求etc...)
- ・労働保険の手続(雇用保険の資格取得・喪失、離職票の作成、高齢雇用継続給付の申請etc...)
- ・労災保険の手続(労災給付申請、死傷報告書etc...)

※労務に関する相談・指導のみ(労働問題に関する相談、労働時間に関する相談、就業規則に関する相談etc...)

人員	4人以下	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~69人	70~99人	100~149人	150~199人	200~249人	250~299人	300人以上
報酬月額	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	40,000	50,000	65,000	80,000	95,000	110,000	別途協議

(注)人員は、事業主(常勤役員を含む)と従業員(パート・アルバイト等も含む)を合わせた数である。

※報酬月額変更にあつたときの総人数の変動があつた場合は報酬月額を改定する。 ※業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は、報酬月額について依頼者と協議する。

第2 手続報酬

手続報酬とは、社会保険労務士業務のうち、書類の作成及び提出の事務を個別に受託した場合に受ける報酬である。

1. 関係法令に基づく諸届等

- (1) 諸届、報告 15,000円
- (2) 許認可申請 30,000円

2. 就業規則、諸規定等の作成・変更

- (1) 就業規則 200,000円
- (2) 就業規則の変更 協議
- (3) 賃金・退職金・旅費等諸規程 各100,000円
- (4) 安全・衛生管理等諸規程 各100,000円
- (5) 寄宿舍規則 100,000円

ただし、この就業規則等は、一般的なものであるので、考案を要し、内容が複雑多岐にわたる場合は人事・労務管理報酬による。なお、印書代は別途受けるものとする。

3. 労働・社会保険の新規適用、廃止届

(1) 新規適用

法規	健康保険・厚生年金保険	労働保険・雇用保険
1~4人	80,000円	50,000円
5~9人	100,000円	70,000円
10~19人	120,000円	90,000円
20人以上	1人増すごとに、1,000円を加算する	

(2) 適用廃止

法規	健康保険・厚生年金保険	労働保険・雇用保険
10人未満	30,000円	30,000円
10人以上	1人増すごとに、1,000円を加算する	

ただし、廃止手続に伴う離職証明書並びに任意継続被保険者等に関する各種手続を作成する場合は、1件につき5,000円を加算する。(注)規模欄は被保険者数とする。

4. 保険料の算定・申告

法規	健康保険・厚生年金保険月額算定基礎額・月額変更届	労働保険料概算・確定申告		
		継続事業	一括有期事業	有期事業
1~9人	30,000円	30,000円	工事件数24件未満40,000円	50,000円
10~19人	40,000円	40,000円	24件以上48件未満60,000円	
20~29人	45,000円	45,000円	48件以上協 議	
30~39人	55,000円	50,000円		
40~49人	65,000円			
50人以上		協 議		

(注1) 二元適用事業及び海外派遣者の特別加入等が2件以上にわたる場合は、申告書1件ごとに15,000円を加算する。(注2) 規模欄は被保険者数とする。

(注1) 事務代理を行う場合は、各々の手続報酬額に20%を加算する。(注2) 社会保険労務士法第17条第2項の規定による事務の報酬は、この手続報酬のうち相当する事務の報酬を準用する

5. 保険給付申請・請求

項目	種別	一般的なもの	複雑なもの
健保・労災給付請求		30,000円	
年金(厚生・国年・基金)給付請求		30,000円	
第三者行為による保険給付請求		労災の場合80,000円 健保の場合60,000円	
高齢雇用継続給付・育児休業給付に係る給付請求	証明書(確認票を含む)1件につき15,000円 支給申請1回につき10,000円		協 議
雇用保険三事業による給付請求		資格決定申請60,000円 支給申請40,000円	
労災保険の特別加入(海外派遣)に係る給付請求		30,000円	
その他の申請等		20,000円	

6. 健保組合・厚生基金への編入

30人 100,000円

7. 労働安全衛生

手続関係書類提出に必要な手数料は、労働安全衛生関係手数料令又は代行機関で定められている額をこの報酬とは別に受けるものとする。

- (1) 一般的な諸届、提出書類(図面を含む)
 - ・ポイラー設置報告 50,000円
 - ・第2種圧力容器、小型ポイラー設置報告、エックス線写真等提出、クレーン、移動式クレーン設置報告 40,000円
 - ・上記以外の各種報告20,000円
- (2) 現場確認を要する等複雑な諸届
 - ・事故報告(火災、爆発、建設物の倒壊、ポイラー、クレーン等を含む) 60,000円
 - ・労働者死傷報告(休業4日以上) 20,000円
 - ・上記に準ずるもの、及び重大災害等特に複雑なもの(現場確認を含む) 協 議
- (3) 一般的な諸届(共同企業体代表者届、変更届等) 15,000円
- (4) 複雑な諸届
明細書、構造図、建築関係図面又は有害性調査結果報告、その他必要な書類及び資料の収集、図面の作成を含む。
 - ・クレーン設置届 210,000円
 - ・ポイラー設置届 200,000円
 - ・有線溶接、特定化学物質、放射線装置、粉じん作業、事務所換気の各設置届 100,000円
 - ・建築物、機械等設置・移転、変更届(300・未満) 80,000円
 - ・新規化学物質製造・輸入届 30,000円
 - ・上記に準ずるもの、又は設計、強度計算を要するものあるいは落成検査立会等 協 議

- (5) 一般的な申請書(各種免許・各種免許試験受験申請、ポイラー、第1種圧力容器、クレーン等性能検査申請等) 15,000円

- (6) 複雑な申請
構造図、付属品図、組立図、強度計算基礎数値、その他必要資料の収集簿の明細書、図面、強度計算書の作成等
・ポイラー、第1種圧力容器、クレーン等製造許可申請1種目につき 250,000円
・ただし、同時に1種目増すごとに加算 100,000円
・個別検定申請 65,000円
・ただし、同時に同種同型1台増すごとに加算 25,000円
・上記に準ずるもの、または設計、強度計算、図面作成、証明書等の入手、許可調査、検査の立会、現場確認等 協 議

8. その他の各法関係

- (1) 職業安定法 求人申込 一般 25,000円
学卒 40,000円
- (2) 労働者派遣法
・一般労働者派遣事業許可申請 200,000円
・特定労働者派遣事業届 100,000円
・労働者派遣事業廃止届 50,000円
・その他の申請・報告・届・変更 30,000円
- (3) 最低賃金法 適用除外申請 30,000円
- (4) 船員保険法・国民健康保険法・老人保健法・国民年金法・児童手当法等については、健康保険法・厚生年金保険法の手続報酬に準ずる。
- (5) 労働福祉事業団法・雇用促進事業団法・年金福祉事業団法・中小企業退職金共済法その他労働社会保険諸法令に基づく各種融資
基本料100,000円に融資額0.5%を加算した額とする。
ただし、融資額が1,000万円を超えるものについては、その超える部分についての加算率は、別途依頼者と協議する。
- (6) 地域雇用開発等促進法その他労働社会保険諸法令等に基づく各種助成金の申請

顧問契約あり	顧問契約なし
15%	20%

※助成金申請の最低報酬額は2万円(顧問契約なしの場合:3万)とします。
※助成金申請者手金の最低報酬額は4万円(顧問契約なしの場合:6万)とします。

助成金は成功報酬(入金があれば)で入金確認後、請求いたします。ただし、事前に計画圖、認定の必要なものは、着手金として助成金額の5%を先に頂き、請求時に着手金を差し引いた額を請求いたします。着手金は入金の場合に関わらず返金はいたしませんのでご了承下さい。

- (7) 労働社会保険諸法令に基づく不服申立 審査請求 100,000円
異議申立 100,000円
再審査請求 150,000円

第3 人事・労務管理報酬

人事・労務管理報酬とは、社会保険労務士業務のうち人事・労務管理に関する下記の項目につき、相談・指導、企画・立案及び実施のための運用・指導を行う場合に受ける報酬である

項 目	相談・指導	企画・立案	運用・指導	例	示
1. 雇用管理		500,000円		・要員計画・採用基準・適正検査・配置・異動計画・昇進・昇格計画・職務再編成・休職制度・定年制度・雇用調整	
2. 人事管理		1,000,000円		・職務調査・分析・職務記述書、明細書・職務評価・人事記録・人事考課・職務分掌・自己申告	
3. 教育訓練		500,000円		・教育訓練計画(新入社員教育、中堅社員教育、技能訓練、監督者訓練、管理者教育等)	
4. 賃金管理		1,000,000円		・賃金水準検討・賞金体系・賞与・退職金・付加価値、労働分配	
5. 労働時間管理		1,000,000円		・労働時間・フレックスタイム・週休二日・休日、休暇・労働時間短縮	
6. 安全・衛生管理	50,000円	1,000,000円	50,000円	・安全、衛生管理計画・施設改善・作業改善・安全、衛生管理組織・安全、衛生教育・KYT(ゼロ運動)・健康管理・総合的健康の保持、増進	
7. 人間関係管理		1,000,000円		・提案制度・社内報・カウンセリング・コミュニケーション・モラルサービス	
8. 企業福祉		500,000円		・財形・社内預金・共済・慶弔金・レクリエーション・定年退職前教育・企業年金	
9. 労務計画		500,000円		・労務方針・労務計画	
10. 労務監査		500,000円		・監査計画・労務監査・監査報告	
11. 労使関係管理		1,500,000円		・労使協議制度・労使懇談制度・苦情処理制度	

(注1) この人事・労務管理報酬に係る企画・立案の報酬は、従業員規模50人を基礎にして定められたものである。(注2) 人事・労務管理全般に係る相談・指導のみを顧問として行う場合には、別途依頼者と協議する。
(注3) 例示は、各項目の一般的な内容を説明したものである。

第4 相談・立会等報酬

- 1. 相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬である。1時間につき 10,000円
- 2. 立会報酬
立会報酬とは、関係官庁が行う調査等にあって、立会する場合に受ける報酬である
(注)立会報酬は、顧問契約の有無にかかわらず受けることができる。1時間につき 15,000円
- 3. 調査報酬
調査報酬とは、依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等特別な業務に従事した場合に受ける報酬である。1時間につき 10,000円

第5 旅費・日当・宿泊費

旅費・日当・宿泊費は、依頼業務に関し出張した場合に受けるものとする。
旅費 実費 鉄道(グリーン)、航空機、船(特等)
宿泊費 実費
日当 1日 50,000円

第6 給与計算事務

月額20,000円
5人以上は、1人増すごとに500円を加算する。
賞与計算 臨時給与計算を含むは、1回につき、上記の給与計算と同様の計算による額とする。

第7 報酬の特例

- 1. 報酬の特例
(1) 業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合は、依頼者と協議する。
(2) 手続報酬の欄に記載されていない労働社会保険諸法令に関する事務を行う場合は、依頼者と協議する。
(3) 緊急依頼
特に緊急を要するものについては、報酬額の20%を加算することができる。
(4) 新規受託時の着手料
受託にあつた場合は、着手料として次の額を受けることかできる。
 - ・顧問報酬を受ける場合 月額報酬の2ヵ月分以内
 - ・手続報酬を受ける場合 当該報酬額の範囲内
 - ・人事・労務管理報酬を受ける場合 当該報酬額の50%以内
- 5. 建設業・造船業・林業の報酬
建設業、造船業及び林業については、50%までを加算することができる。
- 6. 解約の報酬 依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額を受けることができる。
7. 災害、その他特別の事情がある場合の報酬 依頼者に災害その他特別の事情がある場合は、報酬を減免することができる。